

平成 1 4 年度環境物品等調達方針

平成 1 4 年 4 月

長 崎 県

基本的事項

1 趣旨

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえ、長崎県の環境への負荷の低減に資する製品等(環境物品等)の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

2 定義

(1) 環境物品等

環境物品等とは法第2条第1項に規定される次のものをいう。

再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料又は部品

環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができること、その他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 特定調達品目

特定調達品目とは、県が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいう。

(3) 特定調達物品等

特定調達物品等とは、特定調達品目ごとの判断基準を満たす環境物品等をいう。

3 特定調達品目及びその判断基準等

(1) 特定調達品目及びその判断基準

国が示した特定調達品目及びその判断基準をもとに調達方針で定める。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、特定調達物品等の判断基準などを参考として、できる限り環境物品等の調達推進に努める。

4 調達方針

調達方針は毎年度作成し、その内容は、特定調達品目名、判断基準、配慮事項、調達目標について定める。

5 対象機関

知事部局、交通局、教育庁、警察本部、各種委員会、議会事務局の県の全機関とする。

6 推進体制等

(1) 推進体制

環境物品等の調達の推進については「2.1 長崎県環境づくり推進本部」において行う。

(2) 公表

調達方針及び調達実績については、毎年度公表する。

7 調達推進に当たっての配慮事項

物品等の調達にあたっては、その推進を理由として、調達総量の増加をもたらすことのないようにするものとする。

8 施行日

平成14年4月1日から施行する。

環境物品等調達方針

(別ファイル:「環境物品等調達方針その2」)

判 断 基 準 別 表

1	O A 機器	コピー機器 表 1 ~ 7 -----	1
2		電子計算機 表 8 -----	4
3		プリンタ、プリンタ / F A X 兼用機 表 9 ~ 1 3 ----	5
4		F A X 表 1 4 -----	6
5		スキャナ 表 1 5 -----	7
6		ディスプレイ 表 1 6 -----	7
7	家電製品	電気冷蔵庫等 表 1 7 -----	8
8		エアコンディショナー 表 1 8 ~ 1 9 -----	9
9		テレビジョン受信機 表 2 0 -----	1 0
10		ビデオテープレコーダー 表 2 1 -----	1 1
11	照明	蛍光灯照明器具 表 2 2 -----	1 1
12	自動車	自動車 表 2 3 ~ 2 8 -----	1 2
		公用車購入指針 -----	1 5
13	公共工事	資材 表 2 9 -----	1 6
		建設機械 表 3 0 -----	1 9

1 コピー機

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度 (CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率(単位 ワット時)				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0 < CPM 10	11		19	27	推奨
10 < CPM 20			55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	181	246	
50 < CPM 60	144	176		287	
60 < CPM 70	180	221	257	383	
70 < CPM 80	200	246		433	
80 < CPM 85	258	317		483	

- (備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」、「A3Y機」とはそれぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とはA4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく通商産業省告示第193号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準(表1「 」印部分)

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消 費電力	低電力モードへ の移行時間	低電力モードか らの復帰時 間	オフモード 消費電力	オフモード への移行時 間	両面コ ピー機 能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

- (備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズ用の紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定

する。

A 2サイズ用紙は、コピー枚数を4倍すること。

A 1サイズ用紙は、コピー枚数を8倍すること。

A 0サイズ用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2による。以下、表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード への移行 時間	低電力モードか らの復帰時 間	オフモード 消費電力	オフモード への移行時 間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード消 費電力	スリープモードへ の移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

(備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5から7について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下

表6について同じ。

- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード消 費電力	スリープモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機にかかる画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機にかかる画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

2 電子計算機

表8 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分			基準エネルギー消費効率	
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量		
サーバ型	32本以上		21	
電子計算機	16本以上32本未満	8本以上16本未満	16ギガバイト以上	2
			4ギガバイト以上16ギガバイト未満	2
			4ギガバイト未満	1.4
	4本以上8本未満	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	1.8
			4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
			4ギガバイト未満	0.41
	4本未満	4本未満	16ギガバイト以上	1.8
			4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
			2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.29
			2ギガバイト未満	0.28
	クライアント型電子計算機のうち	2本以上4本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
			1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.19
1ギガバイト未満			0.16	
電池駆動型以外のもの		2本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
			1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.12
			1ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065	

(備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。)であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

3 プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機

表9 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

(備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表10、12及び13について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズの内紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズの内紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A2サイズの内紙は、印刷枚数を4倍すること。

A1サイズの内紙は、印刷枚数を8倍すること。

A0サイズの内紙は、印刷枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表10から13についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表10から13について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成13年3月30日 平成13・03・23資第5号)別表第2による。以下表10から13について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表10から13について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下、表10から13について同じ。
- 7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表10 カラープリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

(備考) 1 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表11 A3サイズ用紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

(備考) 2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表12 大判プリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

表13 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM、及びハイエンドカラープリンタ	60分	45W

4 ファクシミリ

表 1 4 ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

- (備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

5 スキャナ

表 1 5 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

- (備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

6 ディスプレイ

表 1 6 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

- (備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。
- 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
- 3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2による。
- 4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に、低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

7 電気冷蔵庫等

表 1 7 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式

区 分		年間消費電力量算定式
冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年}\cdot\%)$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\%) + 178(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年}\cdot\%)$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\%) + 353(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\%)$
	冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年}\cdot\%)$
	冷気強制循環方式のもので上段以外のもの	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\%)$
		$\times V_{\text{adj}}(\%) + 340(\text{kWh}/\text{年})$

(備考) 1 E 及び V は、次の数値を表す。

E : 年間消費電力量 (kWh/年)

V_{adj} : 調整内容積 (単位: %)

(1) 冷凍室がスリスター室タイプの冷凍冷蔵庫及び冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}} = 2.15 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

(2) 冷凍室がツースター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}} = 1.85 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

(3) 冷凍室がワンスター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}} = 1.55 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

(参考) スリースター室: 平均冷凍負荷温度が -18 以下の冷凍室

ツースター室: 平均冷凍負荷温度が -12 以下の冷凍室

ワンスター室: 平均冷凍負荷温度が -6 以下の冷凍室

2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第704号(平成11年12月22日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 エアコンディショナー

表18 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	5.27
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	4.90
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.65
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.17
	7.1キロワット超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.96
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.96
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.20
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.12
	7.1キロワット超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	3.02
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.02
	7.1キロワット超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	4.12
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	3.07

表19 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.64
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.64
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.08
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.91
	7.1キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.88
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.85
	7.1キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.72
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.71
	7.1キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.23
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	2.47

(表17～18に関する備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1つの室外機に2つ以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

9 テレビジョン受信機

表20 テレビジョン受信機に係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
テレビジョン受信機の形態	機能	
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R 内蔵のもの以外	$E_M=2.5S+32$
	V T R 内蔵のもの	$E_M=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R 内蔵のもの以外	$E_M=5.1S-4$
	V T R 内蔵のもの	$E_M=5.1S+24$
ワイドテレビ	V T R 内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_M=5.1S-11$
	V T R 内蔵のもの	$E_M=5.1S+17$
	V T R 内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_M=5.1S+6$
	V T R 内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_M=5.1S+13$
	V T R 内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_M=5.1S+59$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

(備考)1 「V T R」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数525本のもの)であって、画面の横縦比が16:9のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能及びM U S E - N T S Cコンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のテレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6 E_M 及び S は次の数値を表すものとする。

E_M : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第192号(平成11年3月31日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5mm以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。))について準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビを除く。))及びワイドテレビにあっては10を、ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビを除く。))にあっては25をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

10 ビデオテープレコーダー

表2-1 ビデオテープレコーダーに係る基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

(備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

11 蛍光灯照明器具

表2-2 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定式のもの	59.0
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

(備考) 1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

2 「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C7601付表1に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第191号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

1 2 自動車

表 2 3 ガソリン乗用車に係る乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上

表 2 4 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表 2 5 L P ガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/ℓ以上

表 2 6 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上
			構造 B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上
			構造 B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			16.2km/ℓ以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/ℓ以上
			構造 B	15.5km/ℓ以上
	828kg以上		14.9km/ℓ以上	
車両総重量が 1.7ト以下のも の	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が 1.7ト超2.5ト以 下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
		1,516kg以上		9.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上
			構造 B	11.2km/ℓ以上
1,266kg以上		10.3km/ℓ以上		

(備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下、表 2 7 及び 2 8 について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下、表 2 7 及び 2 8 について同じ。

表 2 7 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
車両総重量が1.7 ト以下のもの	手 動 式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7 ト超2.5ト以下の もの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/ℓ以上
			構造 B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/ℓ以上
		1,516kg以上		12.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/ℓ以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/ℓ以上
1,766kg以上			9.9km/ℓ以上	

表 2 8 L P ガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/ℓ以上
			構造 B	13.3km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/ℓ以上
			構造 B	13.1km/ℓ以上
		828kg以上		12.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	14.8km/ℓ以上
			構造 B	12.7km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/ℓ以上
			構造 B	12.1km/ℓ以上
		828kg以上		11.7km/ℓ以上
車両総重量が 1.7ト以下の もの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		12.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/ℓ以上
		1,016kg以上		10.8km/ℓ以上
車両総重量が 1.7ト超2.5ト 以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/ℓ以上
			構造 B	9.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/ℓ以上
		1,516kg以上		7.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/ℓ以上
			構造 B	8.8km/ℓ以上
	1,266kg以上		8.1km/ℓ以上	

公 用 車 購 入 指 針

1 対象となる自動車

通常の行政事務の用に供する自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって普通自動車、小型自動車、軽自動車を対象とする。

2 購入自動車の優先順位

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、または、低燃費車でありかつ平成12年度基準排出ガス75%低減レベル（超低排出ガスレベル）認定車とする。

(2) (1)による購入ができない場合は、低燃費車でありかつ平成12年度基準排出ガス50%低減レベル（低排出ガスレベル）認定車とする。

(3) (2)による購入ができない場合は、低燃費車でありかつ平成12年度基準排出ガス25%低減レベル（移行期低排出ガスレベル）認定車とする。

(4) (3)による購入ができない場合は、低燃費車または低排出ガス車（優先順位は(1)から(3)の例による）とする。

(注1)「低燃費車」とは、ガソリン乗用車にあつては、環境物品等調達方針の「判断基準別表」の12自動車の表23に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては同じく表24に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては同じく表25に示された区分ごとの基準を、ガソリン貨物車にあつては、同じく表26に示された区分ごとの基準を、ディーゼル貨物車にあつては、同じく表27に示された区分ごとの基準を、LPガス貨物車にあつては表28に示された区分ごとの基準を満たす自動車をいう。

(注2)「排出ガスレベル」とは、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年3月13日運輸省告示第103号）」の基準をいい、「認定車」とは、同基準に適合した自動車をいう。

3 雑則

本指針は、平成13年9月1日から施行する。

本指針は、平成14年4月1日から施行する。

13 公共工事

表 29 資材に係る判断の基準

品目分類	品目名	判断の基準等																									
再生木質 ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	<p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1（50%）以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20%）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/㎡以下であること。</p>																									
タイル	陶磁器質タイル	<p>陶磁器質タイルで、原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成しているものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>施工時及び使用時に雨水等による重金属等など有害物質の溶出が少ないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th style="width: 40%;">前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石および窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石および窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石および窯業廃土	前処理によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート塊、 アスファルト・コン クリート塊リサイ クル資材	再生加熱アスファ ルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	コンクリート塊又若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れ又は、割れ等の欠陥がないこと。
土砂	建設汚泥から 再生した処理 土	建設汚泥から再生した処理土であること。
コンクリート及び コンクリート2次 製品	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
	コンクリート 2次製品	火山灰または「タイル」の項の表の左欄に掲げる原料を使用していること。
塗料	下塗用塗料 (重防食)	鉛又は、クロムを含む顔料を配合していないこと。
園芸資材	パークたい肥	以下の基準を満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 60%以下 ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない ・窒素全量〔N〕(現物) 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕(現物) 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕(現物) 0.1%以上
	下水汚泥を用 いた汚泥発酵 肥料	製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ひ素 0.005% カドニウム 0.0005% 水銀 0.0002% ニッケル 0.03% クロム 0.05% 鉛 0.01% <p>その他の制限事項 ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p>

		<p>イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上</p> <p>エ．炭素窒素比〔C / N比〕 20以下</p> <p>オ．pH 8.5以下</p> <p>カ．水分 50%以下</p> <p>キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上</p> <p>ク．りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上</p> <p>ケ．アルカリ分（現物） 15%以下</p>
建具	断熱サッシ・ドア	<p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
断熱材	断熱材	<p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。
照明機器	照明制御システム	<p>連続調光可能なHf蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
空調用機器	吸収冷温水機	<p>冷房の成績係数が1.05以上であること。（注）</p> <p>（注）</p> <p>吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が25kW以上の吸収冷温水機に適用する。</p> <p>吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格JISB8622による。</p>
衛生器具	自動水栓	<p>電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>洗浄水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。</p>

表 3 0 建設機械の判断基準

品目名	判断の基準等																																																																	
排出ガス対策型建設機械	<p>搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表 1 に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表 1)</p> <table border="1" data-bbox="427 409 1337 622"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kW以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>					対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																									
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																														
7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																																																														
15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																																																														
30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																																														
低騒音型建設機械	<p>建設機械の騒音の測定値が別表 2 に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表 2)</p> <table border="1" data-bbox="411 846 1337 2004"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>バイブロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アースオーガー</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>					機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	バイブロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104	アースオーガー	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P	107
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																																
ブルドーザー	P < 55	102																																																																
	55 P < 103	105																																																																
	103 P	105																																																																
バックホウ	P < 55	99																																																																
	55 P < 103	104																																																																
	103 P < 206	106																																																																
	206 P	106																																																																
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																																
	55 P < 103	104																																																																
	103 P < 206	107																																																																
	206 P	107																																																																
トラクターショベル	P < 55	102																																																																
	55 P < 103	104																																																																
	103 P	107																																																																
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																																
	55 P < 103	103																																																																
	103 P < 206	107																																																																
	206 P	107																																																																
バイブロハンマー		107																																																																
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																																
	55 P < 103	102																																																																
	103 P	104																																																																
アースオーガー	P < 55	100																																																																
	55 P < 103	104																																																																
	103 P	107																																																																

	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 P < 103	104
		103 P < 206	105
		206 P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 P < 103	104
		103 P	107
	さく岩機(コンクリートブレイカー)		106
	ロードローラー	P < 55	101
	タイヤローラー	55 P	104
	振動ローラー		
	コンクリートポンプ(車)	P < 55	100
		55 P < 103	103
	103 P	107	
コンクリート圧砕機	P < 55	99	
	55 P < 103	103	
	103 P < 206	106	
	206 P	107	
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101	
	55 P < 103	105	
	103 P	107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55	101	
	55 P	105	
発動発電機	P < 55	98	
	55 P	102	